

佐倉市立地適正化計画見直しについて

令和5年8月2日
都市部都市計画課作成

1. 立地適正化計画見直しについて

立地適正化計画は、「都市再生特別措置法」に基づき、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の立地、公共交通の充実等に関する計画です。

佐倉市では、多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指し、だれもが出歩きやすい快適な生活環境や、魅力的なまちの実現などにより、定住人口の維持、交流人口の増加、選ばれるまちづくりに向けた取組を推進するため、平成29年3月に「佐倉市立地適正化計画」を策定しています。

計画策定から5年以上経過していること。また、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正され、防災指針の作成が必要となったことから、現在、計画の見直しを進めており、本年度中の策定を予定しています。

2. 佐倉市立地適正化計画見直しの方向性及び防災指針素案の作成について

この度、佐倉市立地適正化計画見直しの方向性及び防災指針素案をとりまとめたことから、これに対する市民の意見を参考に、計画案の策定作業を進めていきます。

- 佐倉市立地適正化計画見直しの方向性については下記のとおりです。
- ・計画策定後の社会情勢や動向の変化に伴うデータ更新・分析の実施
 - ・現行計画の評価と、それに対応した施策の見直し
 - ・居住誘導区域※についての区域設定の見直し
 - ・居住誘導区域内の防災対策を記載〔**防災指針の策定**（R2.9法改正への対応）〕

※居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。

3. 今後の予定

時期	
R5.6月	佐倉市立地適正化計画見直しの方向性、防災指針素案に対する市民意見公募（HP・こうほう佐倉）
R5.8月	都市計画審議会へ佐倉市立地適正化計画見直しの方向性、防災指針素案について報告
～12月	佐倉市立地適正化計画素案についての庁内調整実施
R6.1月	佐倉市立地適正化計画案に対する市民意見公募
R6.2月	都市計画審議会へ諮問・答申
R6.3月	立地適正化計画改訂

※関係機関との協議により、スケジュールが変更となる場合があります。